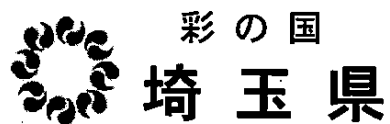


埼玉県男女共同参画基本計画 (平成29～33年度)



目 次

第1章 計画の基本的な考え方 2

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の内容	3
5	計画の目標	3
6	計画を推進するための基本的な視点	3
7	計画の推進指標	5
8	計画の体系	7

第2章 計画の内容 9

基本目標 I	あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する	9
施策の柱 1	政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	9
基本目標 II	経済社会における女性の活躍が更に広がる	12
施策の柱 2	埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進	12
施策の柱 3	経済社会における男女共同参画の推進	16
基本目標 III	家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する	18
施策の柱 4	家庭における男女共同参画の推進	18
施策の柱 5	誰もが地域でいきいきと生活できる支援	22
基本目標 IV	災害に強い地域を男女が共につくりあげる	27
施策の柱 6	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	27
基本目標 V	男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす	30
施策の柱 7	男女の固定的な役割分担意識の解消	30
施策の柱 8	メディア・自治体の情報提供における男女共同参画 の理解の促進	34
基本目標 VI	男女共同参画の意識をはぐくむ	36
施策の柱 9	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	36
基本目標 VII	女性に対するあらゆる暴力を根絶する	39
施策の柱 10	女性に対する暴力の防止と被害者支援	39
基本目標 VIII	男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる 健康づくりを支援する	46
施策の柱 11	生涯を通じた女性の健康支援	46

第3章 計画の推進体制 51

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、全国に先駆けて平成12年3月に埼玉県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づく初の基本計画として、平成14年2月に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。平成24年7月には「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、「男女共同参画社会の実現—男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉—」を目標として男女共同参画推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

国においては、平成27年8月に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

このような中、県では現行計画の計画期間の終了に当たり、これまでの成果を踏まえるとともに、今後、人口の減少、人口構造の変化、そして社会変化のスピードの加速などの新たな課題に男女共同参画の視点から対応するため、新たに計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条及び条例第12条に基づき、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 女性活躍推進法第6条第1項に規定する県における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画です。
なお、計画の基本目標Ⅱに係る部分について、女性活躍推進法第6条第1項に基づく「都道府県推進計画」として、位置付けます。
- (3) 男女共同参画をめぐる国連の動向や国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、本県の総合計画である埼玉県5か年計画との整合を図り、県の部門別計画として策定する計画です。
- (4) 県民からの意見や男女共同参画審議会からの答申を受け、県民、事業者、民間団体及び市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の期間

平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間

4 計画の内容

条例の基本理念に基づき、以下の内容を定めます。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

5 計画の目標

男女共同参画社会の実現

ー男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉ー

6 計画を推進するための基本的な視点

計画の目標である男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進するための四つの基本的な視点を設定します。

(1) あらゆる分野で男女の人権を尊重する

人々の意識や行動、習慣などの中には、いまだに女性に対する差別や偏見、性別による固定的な役割分担などが見受けられ、また、夫・パートナーなどからの暴力やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの女性に対する暴力も深刻な問題となっています。

このような男女が置かれている状況から、教育や労働、メディアなどのあらゆる分野で、男女の人権を尊重していくことが必要です。

(2) 男女が社会の対等な構成員として、共に個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ活力のある社会をつくる

男女が性別にかかわらず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野へ参画することは活力ある社会づくりにおいて非常に重要です。

社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）は、社会の制度・慣行の中に存在し、無意識のうちに固定的な性別役割分担をつくり出し、次の世代へと引き継がれていきます。

このため、働く場・学校・地域・家庭など、あらゆる分野において、男女のあり方や社会システムに存在する偏見を見直していくことが求められています。

(3) 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く

本県では、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する、いわゆるM字カーブの底が深いという特徴があります。そこで、就業の継続を願う女性が仕事を続けられるような環境の整備を行い、男性が家事・育児・介護などの家庭生

活や地域活動に参画できるよう、男性の働き方について見直す必要があります。

男女が相互に協力し、社会的支援を受けながら、より良いパートナーシップを築き、家庭生活と職業生活・地域活動とのバランスのとれたライフスタイルを実現していく必要があります。

(4) 国際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する

国では、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して、男女共同参画に係る施策を推進してきました。

埼玉県としても、国際社会の一員として、条例の基本理念である「国際的協力」に沿って、国際的な連携や協力の下に、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約や国連の動向を踏まえながら、男女共同参画に係る施策を推進していく必要があります。

基本目標Ⅰ あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明
1	審議会などの委員に占める女性の割合	県民生活部	38.2% (平成27年度末)	40.0% (平成33年度末)	県の各種審議会における女性委員の割合。女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であることから、この指標を選定。
2	委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合	県民生活部	63.3% (平成27年度末)	75.0% (平成33年度末)	県の各種審議会における女性委員の比率が40～60%の審議会などの割合。女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であり、また、より適正な女性の割合を示していることから、この指標を選定。

基本目標Ⅱ 経済社会における女性の活躍が更に広がる

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明
3	女性(30～39歳)の就業率	産業労働部	61.1% (平成22年)	69.5% (平成32年)	県内の女性(30～39歳)に占める就業者の割合。子育て期の女性の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。

基本目標Ⅲ 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明
4	保育所等待機児童数	福祉部	1,026人 (平成28年 4月1日)	0人 (平成34年 4月1日)	保育の必要性が認定され、保育所、認定こども園、小規模保育などの利用申し込みをしているが、利用できていない人数。利用申し込みをした人がすべて利用できるようにすることを目指し、この指標を選定。
5	男性県職員の育児休業取得率	総務部	12.2% (平成27年度)	15.0% (平成32年度末)	妻が出産した男性県職員のうち、育児休業を取得した男性県職員の割合。女性に比べ、男性の育児休業の取得率は官民ともに低いことから、まずは、率先垂範で、男性県職員の育児休業取得を進める必要があることから、この指標を選定。
6	地域社会活動に参加している60歳以上の県民の割合	県民生活部	43.8% (平成27年度)	50.0% (平成33年度)	県政世論調査で過去1年間に地域社会活動に参加したことが「ある」と答えた60歳以上の県民の割合。地域で力を発揮する高齢者の状況を示す数値であることから、この指標を選定。

基本目標Ⅳ 災害に強い地域を男女が共につくりあげる

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明
7	自主防災組織の組織率	危機管理 防災部	87.7% (平成26年度末)	96.0% (平成33年度末)	全世帯数に対する自主防災組織が組織されている地域の世帯数の割合。自主防災組織の増加により地域の防災力が向上することから、この指標を選定。

基本目標Ⅴ 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす					
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明
8	固定的な性別役割分担に同感しない人(全体)の割合	県民生活部	52.3% (平成27年度)	60.0% (平成33年度)	「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方に同感しない人の割合。 男女の固定的性別役割分担意識の解消を目的としていることから、この指標を選定。

基本目標Ⅵ 男女共同参画の意識をはぐくむ					
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明
9	「親の学習」講座の年間実施回数	教育局	1,320回 (平成27年度)	1,700回 (平成30年度)	埼玉県家庭教育アドバイザーが「親の学習」プログラムを活用して行う「親の学習」講座の年間実施回数。 家庭の教育力向上のためには「親の学習」を推進することが重要であることから、この指標を選定。

基本目標Ⅶ 女性に対するあらゆる暴力を根絶する					
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明
10	配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	県民生活部	15市 (平成27年度)	29市 (平成33年度)	「配偶者暴力相談支援センター」を設置している市町村数。 被害者の支援に必要な体制であることから、この指標を選定。
11	女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	県民生活部	0団体 (平成27年度)	100団体 (平成31年度)	県内の行政・企業・大学等が相互に連携・協力して女性を狙った性犯罪等の撲滅を目指す官学民によるネットワークへの参加団体数。 女性を狙った性犯罪防止を目的とすることから、この指標を選定。

基本目標Ⅷ 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する					
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明
12	健康寿命	保健医療部	男性16.96年 女性19.84年 (平成26年)	男性17.63年 女性20.26年 (平成33年)	65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間(「要介護2」以上になるまでの期間)。 健康長寿は寿命を延ばすとともに、健康で自立した生活ができるようにするのが目的であること、継続的に客観的評価が可能な数値であることから、この指標を選定。

計画を推進するための基本的な視点

1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する

2 男女が社会の対等な構成員として、共に個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ活力のある社会をつくる

男女共同参画社会の実現
 〳 男女が共に個性と能力を発揮でき、
 人権が尊重された埼玉 〳

基本目標

施策の柱

I あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する

1 政策や方針の立案及び
決定への男女共同参画

II 経済社会における女性の活躍が更に広がる

2 埼玉版ウーマノミクス
プロジェクトの推進3 経済社会における
男女共同参画の推進

III 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する

4 家庭における
男女共同参画の推進5 誰もが地域でいきいきと
生活できる支援

IV 災害に強い地域を男女が共につくりあげる

6 男女共同参画の視点に
立った防災対策の推進

V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

7 男女の固定的な役割分担
意識の解消8 メディア・自治体の情報提供
における男女共同参画の
理解の促進

VI 男女共同参画の意識をはぐくむ

9 男女共同参画の視点に
立った教育・学習の充実

VII 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

10 女性に対する暴力の防止
と被害者支援VIII 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、
生涯にわたる健康づくりを支援する11 生涯を通じた女性の
健康支援

- 3 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 国際社会の取組の動向を踏まえ男女共同参画を推進する

施策の基本的な方向

- (1) 県における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- (2) 市町村、事業所・各種団体における政策方針決定過程への男女共同参画の促進
- (3) 積極的格差是正措置の具体化
- (4) 女性の人材に関する情報の収集・提供

- (1) 働きやすい環境の整備
- (2) 女性の就業・起業支援
- (3) 女性の活躍を応援する気運づくり

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進
- (2) ライフイベントに対応した柔軟な働き方に向けた支援

- (1) 家庭生活における男女共同参画の促進
- (2) 子育ての社会的支援
- (3) 介護の社会的支援
- (4) 家庭と仕事・地域活動の両立支援
- (5) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進

- (1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
- (2) 困難を抱えた女性などの自立支援
- (3) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援
- (4) 地域活動における男女共同参画の推進
- (5) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

- (1) 防災分野における女性の参画拡大
- (2) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの充実
- (4) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応
- (5) 災害復興時における男女共同参画の促進

- (1) 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
- (2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
- (3) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
- (4) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

- (1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
- (2) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
- (3) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護
- (4) 男女共同参画の視点に立った表現の推進

- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
- (2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- (3) 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (4) 性犯罪への対策の推進
- (5) 売買春への対策の推進
- (6) 人身取引対策の推進
- (7) ストーカー行為などへの対策の推進
- (8) 児童虐待、とりわけ性的虐待における児童に対する対策の推進

- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着
- (2) 生涯を通じた女性の健康保持対策の推進、出産・妊娠等に対する健康支援
- (3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
- (4) 医療分野における女性の参画促進
- (5) 女性のスポーツ活動支援

第2章 計画の内容

基本目標 Ⅰ

あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する

施策の柱 1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

政策や方針の立案及び決定への男女の共同参画は、男女があらゆる分野で利益を享受することができ、共に責任を担う男女共同参画社会の基盤をなすものです。

しかしながら、政策や方針の立案及び決定への女性の参画は十分とは言えません。

あらゆる分野における女性の参画を拡大していくために、県が率先して女性の活躍を支援し参画を進めるとともに、市町村、事業所及び各種団体などにおける取組を支援します。

施策の基本的な方向

(1) 県における政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

県審議会委員などへの女性の登用の促進、女性の行政職員、教職員、警察職員などの職域拡大や管理職への登用、校長・教頭、事務長などへの女性の登用について、県における取組を進めます。

推進項目

- ① 県審議会委員などへの女性の登用促進（全庁）
 - ア 目標値や公募枠設定による審議会委員などへの女性の登用促進
 - イ 推薦団体への協力要請
 - ウ 女性の研究者や専門職の登用
- ② 県の設置する要綱に基づく協議会委員などへの女性の登用促進（全庁）
 - ア 目標値や公募枠設定による女性の登用促進
 - イ 推薦団体への協力要請
- ③ 管理職をはじめとする職員などへの意識啓発（総務部、全庁）
- ④ 女性の能力を生かした積極的な登用など、女性県職員の活躍の推進
（総務部、教育局、全庁）
 - ア 県職員の管理職における女性の割合を平成37年度末に平成28年度の2倍以上（概ね20%程度）を目安とする登用推進

- イ 教育局職員の管理職における女性の割合を平成37年度末に概ね20%程度を目安とする登用推進
- ウ 女性管理職候補者の拡大
- エ 女性の管理職昇任に向けた意識・能力の向上のための研修の実施

⑤ 女性の校長・教頭、事務長などへの積極的登用（教育局）

- ア 県立学校教職員の管理職における女性職員の登用率を平成32年度末までに14%程度とする登用推進
- イ 市町村立小・中・特別支援学校教職員の管理職における女性職員の登用率を平成32年度末までに14%程度とする登用推進
- ウ 女性の管理職としての意識・能力の向上のための研修の実施

施策の基本的な方向

（2）市町村、事業所・各種団体における政策方針決定過程への男女共同参画の促進

市町村における女性の職域拡大・管理職への登用や、市町村審議会委員などへの女性の登用が進むよう支援を行います。

あらゆる機会を通じて、女性の登用などについて事業所や各種団体（経済団体、労働団体、地域団体、福祉団体など）へ協力を要請し、社会的気運の醸成を図ります。

その際、積極的格差是正措置に関する情報提供などにより、実効性のある取組が行われるよう協力を要請します。

推進項目

- ① 研修や情報提供などによる市町村の取組への支援（県民生活部、関係部局）
 - ア 県内市町村状況調査などによる状況把握と結果の提供
 - イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などでの学習・研修事業による人材育成を通じた地域での女性の活動促進
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での市町村男女共同参画担当職員研修の実施や市町村職員研修への講師派遣
- ② 市町村審議会委員などへの女性の登用促進支援（県民生活部）
- ③ 事業所における女性の管理職や役職などへの登用促進についての啓発
（県民生活部、産業労働部、関係部局）
 - ア 多様な働き方実践企業の認定、男女共同参画を進める事業所の表彰など
 - イ 積極的格差是正措置の普及啓発
- ④ 女性の登用についての各種団体に対する協力要請（県民生活部、全庁）

施策の基本的な方向

(3) 積極的格差是正措置の具体化

条例に規定している積極的格差是正措置の具体的内容を検討し、その成果を施策に反映させていきます。

推進項目

- ① 積極的格差是正措置の調査研究及び普及（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

(4) 女性の人材に関する情報の収集・提供

女性の人材の発掘・育成・活用を図るとともに、女性の人材に関する幅広い情報の収集・提供を行います。

推進項目

- ① 女性の人材の発掘と情報提供の充実（県民生活部、農林部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での女性の人材に関する幅広い情報の収集・提供
 - イ 女性が認定農業者となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進
- ② 女性の人材の育成と活用（県民生活部、教育局、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での学習・研修事業による人材育成及び人材情報の提供
 - イ 男女共同参画アドバイザーの活用

基本目標 Ⅱ

経済社会における女性の活躍が更に広がる

施策の柱 2 埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進

県議会による修正（一部）

女性の活躍が広がる一方で、仕事と家庭の両立が難しいことを理由に、多くの女性が出産や子育てを機に離職しています。

意欲ある女性がその力を存分に生かして活躍できるよう、就業・起業等を支援するとともに、男女が共に仕事と家庭を両立することができる多様な働き方を広げていきます。

施策の基本的な方向

（１）働きやすい環境の整備

仕事と子育て等の両立を支援するため、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方により、男女が共に働き続けられる環境づくりを推進します。

推進項目

① 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進

（福祉部、保健医療部、産業労働部）

- ア 多様な働き方実践企業の認定（再掲）
- イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着
- ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
- エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
- オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援
- カ 企業内保育所・病院内保育所の整備促進

② 働き方の見直しの推進（産業労働部）

- ア 所定外労働の削減、男性の育児休業取得などの働き方の見直しに取り組む企業の支援
- イ 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供と経営者及び管理職等の意識啓発
- ウ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の普及啓発

③ 企業における女性の活躍に向けた積極的な取組の推進

(総務部、県民生活部、産業労働部、県土整備部、関係部局)

- ア 女性活躍に取り組む企業に対する専門家派遣による取組支援
- イ 女性就業者が少ない業界・職種での、女性の就業及び定着に向けた取組支援
- ウ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供
- エ 女性に対する企業内教育や職業訓練の促進
- オ 女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍の推進
- カ 男女共同参画を進める事業所の表彰(再掲)
- キ 女性の活躍推進に積極的かつ主体的に取り組む県内企業などについて、建設工事請負等競争入札参加資格審査における格付けの優遇及び建設工事における総合評価落札方式の入札での加点評価の実施

④ 保育所等の整備促進(福祉部、保健医療部、産業労働部)

- ア 保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業内保育所、病院内保育所等の整備促進

⑤ 放課後児童クラブの充実(福祉部)

施策の基本的な方向

(2) 女性の就業・起業支援

女性キャリアセンター、創業・ベンチャー支援センター埼玉を中心に意欲や状況に応じたきめ細かな支援を行い、より多くの就業・起業につなげていきます。

推進項目

- ① 女性の就業支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおける面談相談・電話相談・セミナーの開催
 - イ ハローワーク浦和・就業支援サテライト女性コーナーにおける就職相談・セミナーの開催
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）におけるセミナー等の開催
- ② 若年者の就業支援（県民生活部、産業労働部）
- ③ 女性のキャリアアップ支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおけるセミナーなどの開催
 - イ 企業の経営者・人事担当者に対する働きかけ
 - ウ 埼玉県メンター共有制度の実施
- ④ 多様な職業能力の開発機会の提供（産業労働部）
 - ア 女性の再就職に役立つ多様な資格・技能の取得を支援する職業訓練の実施
 - イ 子育て世代に配慮した託児サービス付き職業訓練の実施
 - ウ 職業訓練の見学、体験機会の提供などによる職業訓練の受講促進
- ⑤ 女性の起業支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 創業・ベンチャー支援センター埼玉における起業相談、セミナーの開催
 - イ 起業支援制度や優良事例の情報提供
 - ウ 融資による開業資金の支援
 - エ 女性起業家・経営者などの交流・連携の促進
- ⑥ 商工業などの自営業に携わる女性への支援（産業労働部）
 - ア 商工会・商工会議所の女性部活動への支援
- ⑦ 農林業における女性の活躍の推進（農林部）
 - ア 女性が認定農業者となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進（再掲）
 - イ 積極的に経営参画する女性農業者の支援

- ⑧ キャリア教育の推進（県民生活部、産業労働部、教育局）
- ア 理工系分野など多様な進路への理解・関心の向上
 - イ キャリア形成のために必要な能力や態度を育成
 - ウ 職場体験活動の充実

施策の基本的な方向

（３）女性の活躍を応援する気運づくり

女性の活躍の場を更に拡大するため、企業や経済団体等と連携しながら、埼玉版ウーマノミクスサイトの運営などにより、社会全体で女性の活躍を応援するムーブメントを醸成します。

推進項目

- ① 企業と連携した女性活躍を応援する気運づくり（産業労働部）
- ② 女性の活躍を応援するセミナー・イベントの開催（産業労働部）
- ③ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（産業労働部）（再掲）
- ④ 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供（産業労働部）
- ⑤ 女性起業家のロールモデルの情報提供（産業労働部）

施策の柱 3 経済社会における男女共同参画の推進

「働くこと」は、人々の生活の経済的基盤を形成するとともに自己実現につながり、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要な意味を持っています。

女性の働く環境の整備は進んできましたが、賃金、昇進、人事配置などの面で、男女の不平等感は今なお残っています。

また、経済のグローバル化に伴う経済構造の変化により、女性の就業形態も変化し、多くの女性がパートタイマー、派遣社員、契約社員など不安定な雇用形態で働いています。

こうした中で、女性も男性も性別にかかわらず、自らの能力を最大限に発揮し、働く場における女性と男性の格差是正に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していくことが求められています。

施策の基本的な方向

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の普及に努め、事実上の男女格差をもたらすような採用時の取扱いを改善する取組や、男女間の賃金格差が生じないように、各種の取組を促進し、間接差別をなくしていくために啓発を行います。

また、農林業における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう取り組みます。

推進項目

① 労働基準法及び男女雇用機会均等法の周知（産業労働部）

ア 総合職や一般職といったコース等で区分した雇用管理を行うに当たっての留意事項の周知

イ 間接差別の禁止についての啓発

② 労働に関する法や制度の周知・相談体制の充実（産業労働部、関係部局）

ア 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント）の禁止についての周知

イ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置義務及びパワー・ハラスメントなどの防止対策の周知

ウ 労働基準法や男女雇用機会均等法などの母性保護に関する法律の周知

エ 労働相談体制の充実

③ 労働情報の収集・分析（産業労働部）

④ 農林業における女性の参画の促進（農林部）

- ア 農業協同組合などの正組合員・役員・農業委員などへの参画を促進するための意識啓発
- イ 家族経営協定の締結の促進

施策の基本的な方向

（２）ライフイベントに対応した柔軟な働き方に向けた支援

これまで主に女性は、人生における様々な転機、いわゆるライフイベントに伴う進路変更に直面した際に、重要な選択を行い、その選択がその後の人生に大きな影響を与えてきました。

雇用・就業形態の多様化の中で、女性も男性もその価値観やライフスタイルなどに応じて柔軟な働き方を安心して選択できることが重要です。

こうした観点から、パートタイム労働や派遣労働の処遇・労働条件の改善や、在宅就業の健全な発展に向けた支援を行います。

また、起業・NPO活動・ボランティア活動など多岐にわたる女性のチャレンジに対して、個々のライフステージに応じた幅広いニーズに対応しながら積極的に支援します。

推進項目

① 多様な就業形態における就業環境の改善（産業労働部）

- ア 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の周知
- イ 派遣元事業主や派遣先が講ずべき措置に関する指針の周知
- ウ 情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドラインの周知
- エ 在宅ワークの適正な実施のためのガイドラインの周知
- オ 家内労働者の労働条件の改善の促進

② パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（産業労働部）

- ア 非正規雇用者の正規雇用への転換支援
- イ パートタイム労働者などの非正規雇用者の処遇改善の促進

③ NPO活動の促進（県民生活部）

- ア 税務・会計・運営相談や労務管理などのマネジメントセミナーの開催
- イ NPO法人や市民活動団体などの情報提供
- ウ NPO基金を活用した助成や企業と連携したNPO活動への支援

④ 女性の起業支援（県民生活部、産業労働部）（再掲）

⑤ 起業・NPO活動・ボランティア活動など女性のチャレンジに関する相談や人的ネットワークを活用した講座、情報提供の実施（県民生活部）

基本目標 III

家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する

施策の柱 4 家庭における男女共同参画の推進

現在、子育て・介護・家事労働や地域活動の多くは、女性が担っているという状況にあります。特に、本県の場合、女性の年齢階級別労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があります。そこで、就業の継続を願う女性が仕事を続けられるような環境整備を行うとともに、男性が子育て・介護・家事労働や地域活動に参画できるよう、男性の働き方を見直す必要があります。

人口減少・超高齢社会が進展する中で、家庭生活と職業生活・地域活動との両立の重要性を働く場や地域社会に浸透させていくことが求められています。また、男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず相互に協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活と職業生活・地域活動とのバランスのとれたライフスタイルの実現を目指していくことが必要です。

施策の基本的な方向

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

家庭生活において性別による固定的な役割分担を見直し、ライフスタイルに応じて家族一人一人が自立して家事を行えるよう、講座の開催や意識啓発を行います。

推進項目

- ① 家族一人一人が自立して家事を担うような意識啓発や学習機会の提供
(県民生活部、教育局)
ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での学習・研修事業や情報提供による意識啓発
- ② 子供の教育への父親の参画促進や男性の子育てへの支援（福祉部、教育局）
- ③ 消費生活に関する学習機会の提供（県民生活部）

施策の基本的な方向

(2) 子育ての社会的支援

男女が仕事や地域活動を安心して行うために、待機児童の解消を目指した保育所の整備、放課後児童クラブの充実など、子育てにおける社会的支援を充実します。

推進項目

- ① 保育所等の整備促進（福祉部、保健医療部、産業労働部）（再掲）
- ② 保育所などにおける多様な保育サービスや保育内容の充実（福祉部）
- ③ 幼稚園における子育て支援の充実（総務部）
- ④ 放課後児童クラブの充実（福祉部）（再掲）
- ⑤ 家庭や地域の子育て機能・環境の充実（福祉部）
- ⑥ 保育士などの資質の向上（福祉部、教育局）
 - ア 職場環境の充実、保育の専門性の向上などを目的とした研修の実施
 - イ 潜在保育士の積極活用、復職の支援などを目的とした個別相談や就職説明会の実施
- ⑦ ひとり親家庭への支援
(県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部)
 - ア 子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援及び経済的支援の総合的な推進
 - イ ひとり親家庭に対する職業訓練の実施
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における情報の提供、セミナーの開催
- ⑧ 情報提供や相談体制の充実（県民生活部、福祉部、保健医療部）
 - ア 地域子育て支援センターの設置促進
 - イ 子育て世代包括支援センターの促進
 - ウ 児童相談所の相談体制の充実
 - エ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における子育てに関する情報提供
 - オ 市町村が実施する利用者支援事業の促進

施策の基本的な方向

(3) 介護の社会的支援

高齢者とその家族が安心して豊かに生活できるよう、介護サービスの充実や介護サービスを担う人材の育成など介護の社会的支援を充実します。

推進項目

- ① 介護保険制度の充実（福祉部、産業労働部）
 - ア 介護保険サービス提供事業者の指導強化
 - イ 介護保険サービスを担う人材の育成
- ② 在宅福祉サービス・施設サービスの充実（福祉部）

施策の基本的な方向

(4) 家庭と仕事・地域活動の両立支援

女性も男性も家庭と仕事・地域活動の両立を図ることの重要性について意識啓発を行い、家庭・働く場・地域において互いに支え合う気運を醸成します。

推進項目

- ① 家庭と仕事・地域活動の両立についての学習機会の提供
(県民生活部、産業労働部、教育局)
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などを活用した学習機会の提供
- ② 働き方の見直しの推進（産業労働部）（再掲）
- ③ 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進
(福祉部、保健医療部、産業労働部）（再掲）
- ④ 男女共同参画を進める事業所の表彰（県民生活部）（再掲）
- ⑤ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（産業労働部）（再掲）
- ⑥ 交通網の整備などによる通勤時間の短縮の促進（企画財政部、関係部局）

施策の基本的な方向

(5) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進

女性が職業生活において活躍するためには、男性の子育て・介護等への参画が重要です。また、男性が子育て・介護等の多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ職務における視野を広げるなど、男性自身のキャリア形成にとっても重要です。

このため、男性に両立支援制度の活用を促すとともに、男性の子育て・介護への参画を促進する必要があります。

また、労働時間の短縮や通勤に要する時間の短縮により、仕事と家庭・地域活動などが両立しやすい環境の整備を図り、ワークライフバランスを推進します。

推進項目

- ① 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解促進（県民生活部）
- ② 男性の生活・自活能力向上のための支援（県民生活部、保健医療部）
- ③ 働き方の見直しの推進（産業労働部）（再掲）
- ④ 父親の子育て参加の促進（福祉部）
- ⑤ 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画の推進（総務部）
 - ア 男性職員の子育てに関する休暇取得促進
 - イ 「子育てのための休暇取得プログラム」の作成
- ⑥ 男性の地域活動参加への意識啓発の推進（県民生活部、教育局）
- ⑦ 男性に対する相談体制の充実（県民生活部）

施策の柱 5 誰もが地域でいきいきと生活できる支援

男女がその能力や意欲を発揮しながら社会参画し、充実した生活ができるよう、支援を進める必要があります。また、共にかけがえのない地域社会の一員として相互理解や交流を深め、支え合いながら生活することができる社会環境の整備を進めます。

施策の基本的な方向

(1) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援

豊富な知識や経験を持つ高齢者が、自分自身の意欲や心身の状態に応じ、社会の担い手として就業やボランティア活動など様々な分野において長く健康で活躍できることを目指します。

高齢者が働ける場を増やすとともに、高齢者がこれまで蓄積した多様な知識、経験等を生かした丁寧なマッチングにより、就業や起業を支援します。

また、高齢者が地域活動やボランティア活動に参加する機会を拡大するため、活動参加へのきっかけづくりや情報発信などを進めます。

あわせて、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる支援体制の整備を行います。

推進項目

- ① 公民館などで実施される高齢者に対する生涯学習活動の促進や、多様な学習・活動ニーズへの対応（教育局）
- ② 高齢者の就労環境の整備（産業労働部）
- ③ 高齢者の起業支援（産業労働部）
- ④ 高齢者の地域活動のきっかけづくりや情報提供（県民生活部、福祉部）
- ⑤ 高齢者の持つ知識や経験の有効活用（県民生活部、福祉部、産業労働部）
- ⑥ 高齢者の健康づくりへの支援及び相談体制の充実（福祉部、保健医療部）
- ⑦ 介護予防の推進（福祉部）
- ⑧ 地域生活を支援する体制の整備（福祉部、保健医療部）
- ⑨ 高齢者の福祉用具利用や住宅改修についての情報提供や相談体制の充実
(福祉部、都市整備部)
- ⑩ 消費者の自立支援のための情報提供（県民生活部）

施策の基本的な方向

(2) 困難を抱えた女性などの自立支援

未婚・離婚の増加などによる単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用者の増加などによる雇用不安など、社会環境の変化により若年者から高齢者に至るまで経済的に困難を抱えやすい人が増加しています。特に女性は、出産・育児による就業の中断や非正規雇用が多いこと、男性に比べ平均的に長寿で高齢期の単身生活期間が男性よりも長期になり、貧困など生活上の困難に陥りやすい傾向があります。また、男性の雇用形態は夫婦の出産に対する意識に影響を与えていると言われています。

こうした経済的に困難な女性などに対する相談体制の充実や自立に必要な技能の習得、個人のニーズに合わせたきめ細かな就業情報の提供など自立や就労に対する支援を推進します。あわせて、貧困等の世代間連鎖を断ち切るために、生活困窮者世帯及び生活保護世帯の子供への学習の支援を行います。

また、女性が自らの意識と能力を高め、力をつけ、行動していくことができるよう、女性のチャレンジを支援します。

推進項目

- ① 多様な職業能力の開発機会の提供（産業労働部）（再掲）
- ② 女性の就業支援（県民生活部、産業労働部）（再掲）
- ③ 若年無業女性等への自立支援（県民生活部）
- ④ 若年者への就業支援（産業労働部）
- ⑤ パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（産業労働部）（再掲）
- ⑥ ひとり親家庭への支援
（県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部）（再掲）
- ⑦ 生活困窮者への自立支援（福祉部、関係部局）
- ⑧ 子供への学習支援（福祉部）

施策の基本的な方向

(3) 障害者、外国人などの特別な配慮を必要とする人への支援

障害者、外国人、妊娠期の女性など、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な制約を受けがちな人たちが、その能力や意欲を発揮しながら社会に参画し、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整備することが求められています。共に生きることこそノーマルであるというノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを積極的に推進します。

推進項目

- ① 障害のある人などを地域全体で支える仕組みづくり
(福祉部、産業労働部、教育局、関係部局)
- ② 県内在住の外国人に対する相談体制の充実(県民生活部、関係部局)
- ③ 多言語による生活情報の提供(県民生活部、関係部局)
- ④ 外国人のための日本語学習の啓発と支援(県民生活部、関係部局)
- ⑤ 外国人留学生への支援(県民生活部、産業労働部)
- ⑥ 性的マイノリティ(LGBT等)といった新たな人権問題も含めた学校や地域社会、企業などにおける人権教育・啓発活動の実施
(県民生活部、教育局、関係部局)
- ⑦ 誰もが住みよいまちづくり
(企画財政部、福祉部、県土整備部、都市整備部、関係部局)
- ⑧ ユニバーサルデザインの推進(県民生活部、全庁)

施策の基本的な方向

(4) 地域活動における男女共同参画の推進

地域の特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定することのないよう、男女共に地域活動への参画を促進し、地域活動における男女共同参画を推進します。

また、自治会、PTA、NPOなど地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るとともに、地域活動において男女共同参画の視点が反映されるよう、各団体に対して働きかけます。

あわせて、情報提供などを通じ、地域活動への参画を促進するための環境整備を行います。

推進項目

- ① 自治会、PTA、NPOなど地域における政策・方針決定過程への女性の参画促進（県民生活部）
- ② 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進（県民生活部）
- ③ NPO活動・ボランティア活動などへの参加促進のための環境整備
（県民生活部、福祉部、関係部局）
- ④ 地域活動参画への機会づくり、学習機会の提供、ネットワーク化などの活動の活性化（県民生活部、福祉部、関係部局）

施策の基本的な方向

(5) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や様々な課題についての情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。民間団体や県民における国際交流・国際協力を促進するため、団体への情報提供や団体間のネットワーク化を充実するとともに、民間団体などと協力・連携しながら国際協力を推進します。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する国際的情報の収集・提供・普及
(県民生活部、関係部局)
ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）の活用
- ② 男女共同参画に関する国際的動向についての学習機会の提供
(県民生活部、関係部局)
ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における研修・講座などの実施
イ 国立女性教育会館との連携
- ③ 自治体外交・県民主体の国際交流の推進（県民生活部、関係部局）
- ④ 国際交流団体・国際協力団体などによる男女共同参画に関する取組の促進
(県民生活部、関係部局)
ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での自主活動・交流支援事業の活用
イ NGO・NPOの国際交流、途上国の女性支援に配慮した国際協力への活動支援
- ⑤ 地球環境の保全に対する国際協力・国際交流の推進（環境部）

基本目標 IV

災害に強い地域を男女が共につくりあげる

施策の柱 6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

東日本大震災や熊本地震では、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分な事例が報告されました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画社会の推進が、防災復興を円滑に進める基盤となります。

そこで、被災時の避難所における男女のニーズの違いや復興段階における女性をめぐる問題など、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進する必要があります。地域防災計画の策定に際しては、男女双方の視点に立った計画の策定や政策・方針決定過程への女性の積極的な参画を促進します。

また、防災対策は、行政の取組だけではなく自主防災組織やボランティア組織など地域の様々な団体と協働で取り組む必要があります。このため、これらの団体への女性の積極的な参画を促進します。

施策の基本的な方向

(1) 防災分野における女性の参画拡大

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大します。

推進項目

- ① 自主防災組織及びボランティア組織への女性の参画促進
(危機管理防災部)
- ② 市町村における消防吏員の女性の採用・登用促進 (危機管理防災部)
- ③ 消防団への女性の入団・活躍促進 (危機管理防災部)
- ④ 埼玉県防災会議における女性の登用推進 (危機管理防災部)

施策の基本的な方向

(2) 防災訓練や自主防災組織などでの男女共同参画の意識啓発

地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を取り入れて意識啓発を行います。

推進項目

- ① 地震対策セミナー、防災出前講座などでの意識啓発
(県民生活部、危機管理防災部)
- ② 各種防災訓練への女性の参画促進と女性の視点を取り入れた訓練の実施
(危機管理防災部)
- ③ 女性の視点を取り入れた自主防災組織活動の促進 (危機管理防災部)

施策の基本的な方向

(3) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画や各種対応マニュアルなどの充実

女性に配慮した地域防災計画の策定や、男女のニーズに広く対応した避難所の設置・運営などのマニュアルの整備・充実を図ります。

推進項目

- ① 地域防災計画の策定過程への女性の参画 (危機管理防災部)
- ② 女性に配慮した帰宅困難者対策の構築 (危機管理防災部)
- ③ 女性や子育てに配慮した避難所の開設・運営体制の支援
(県民生活部、危機管理防災部、関係部局)
- ④ 市町村の地域防災計画の策定支援 (危機管理防災部)

施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応

女性に対する暴力の防止や妊婦などに配慮した女性相談窓口の設置を行います。

避難所においては、女性の視点を十分に踏まえた設置・運営を行うとともに、県外からの避難者についても女性に配慮した受入れ態勢を構築します。

推進項目

- ① 女性を対象とした相談窓口の設置（県民生活部）
- ② 女性の視点を踏まえた避難所の開設・運営の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）
ア 男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄
- ③ 女性に配慮した県外からの避難者の受入れ態勢の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）

施策の基本的な方向

(5) 災害復興時における男女共同参画の促進

災害復旧事業計画の策定過程や災害復旧活動において女性の参画を促進することにより、男女のニーズを反映した災害復興を推進します。

推進項目

- ① 災害復旧事業計画の策定過程への女性の参画（全庁）
- ② 災害復旧活動における女性の参画（全庁）

基本目標 V

男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす

施策の柱 7 男女の固定的な役割分担意識の解消

県議会による修正（一部）

女性も男性も性別にかかわらず、あらゆる分野において個性や能力を発揮して自由に活躍できるよう、社会における制度や慣行の見直し、意識の改革を行う必要があります。

施策の基本的な方向

（１）性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進

性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、事業者や県民に対して広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、事業者や県民による自主的な取組の促進を図ります。

その際、各種メディアの幅広い活用を図ります。

推進項目

- ① 働く場・家庭・地域における慣行（社会通念・習慣・しきたり）や法制度などの見直しの促進（県民生活部、全庁）
ア 調査などによる実態把握
- ② 男女共同参画の視点からの施策や事業展開の見直し（県民生活部、関係部局）
ア 男女共同参画配慮度評価の実施
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進（県民生活部、全庁）
ア 事業者、行政職員に対する意識啓発
イ 男性を対象とする事業の充実
ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における県民・行政職員・教員・学生などを対象としたプログラムの開発と提供
エ 男女共同参画推進の功績に対する表彰制度の実施
オ 男女共同参画社会の正しい理解の浸透
- ④ 各種メディアの幅広い活用による広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
- ⑤ 事業者・民間団体・県民と連携した広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする広報・啓発活動

施策の基本的な方向

(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援

男女共同参画に関する法制度や救済制度の積極的な活用を促進するため、誰にでも理解できるよう広報を行い、法的識字能力（リーガル・リテラシー）の向上に向けて学習機会の充実を図ります。その際、高齢者、障害者、外国人など、情報を得にくい人に配慮します。

さらに、相談内容に応じた法制度や救済制度についての助言、情報提供、関係機関との連携などによる総合的な支援を行います。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する条約・法律・条例などの周知及び救済制度の活用促進のための学習機会の提供（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を活用した学習機会の提供
- ② 相談・救済体制の充実（県民生活部、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における電話・面接相談、弁護士・カウンセラーによる専門相談、若年者が相談しやすいインターネット相談の実施
 - イ 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の視点を養う相談担当者の研修の実施
 - ウ 男女共同参画苦情処理制度の活用

施策の基本的な方向

(3) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進

自殺をした人の割合を男女別に見ると、男性が7割で女性が3割となっています。「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を女性よりも男性の方が持つ傾向にあり、男性の側で抱えるこうした意識が「男性が主に稼ぐべき」という重圧にもなっていることが考えられます。

こうした男女の役割分担意識が一因となって自殺に追い込まれていく人々を防ぐには、「自殺は防ぐことができる」という基本認識を持てるよう、県民一人一人に普及啓発していくとともに、メンタルヘルス対策を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

また、家族等の自殺によりのこされた方々のケアやこれらの方々からの相談への対応を行うとともに、自助グループの活動を支援します。

推進項目

- ① 自殺防止に向けた普及啓発の推進（保健医療部、産業労働部）
 - ア 家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるような教育・広報などの実施
 - イ ストレスチェックの実施など、働く場におけるメンタルヘルスケアの重要性の普及啓発
- ② 現に危機状態にある人への相談支援の充実
(県民生活部、保健医療部、産業労働部)
 - ア 働く人のメンタルヘルス相談の実施
 - イ 事業所への情報提供や研修の実施
 - ウ 失業・多重債務・法律問題などに関する相談体制の充実
 - エ 女性の心の問題に対する地域の保健事業・相談事業の実施
- ③ 自殺対策に取り組んでいる民間団体やボランティア活動への支援、連携
(保健医療部)
- ④ 遺族・周囲の人たち、自殺未遂者などへの支援（保健医療部）
 - ア のこされた人たちや周囲の人たちへの相談体制の整備
 - イ 遺族のための自助グループへの活動支援

施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込む基礎資料とするため、男女共同参画の現況を客観的に把握できるよう、統計の設計や結果の表し方などについて見直しを行い、統計情報などの収集・整備・提供の充実を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する統計情報や出版物の収集・整備・提供
(県民生活部、全庁)
 - ア 男女共同参画推進センター(With You さいたま)を拠点とする情報収集・提供
 - イ 男女共同参画関連施策の推進状況に関する年次報告の作成・公表
- ② 男女共同参画に関する意識調査の実施や女性を取り巻く現状の把握
(県民生活部、関係部局)
 - ア 男女共同参画推進センター(With You さいたま)で行う調査・研究
- ③ あらゆる分野の男女別統計データの収集など、男女共同参画の視点からの調査方法の見直し(県民生活部、全庁)

施策の柱 8 メディア・自治体の情報提供における男女共同参画の理解の促進

新聞・テレビ・ラジオ・雑誌などのメディアが公衆に表示する情報が、県民の意識形成に与える影響は大きく、高度情報化の進展により、その影響は更に拡大するものと予想されています。また、県が発信する情報も同様です。

そこで、公衆に情報を表示する場合、性別による役割分担や女性に対する暴力を助長及び連想させるような表現に十分留意するよう、県が率先して取組を進めるとともに、メディアによる自主的な取組も必要です。

また、公衆に表示される情報について県民自身が批判的に読み解き、自己発信できる能力を養うことが求められています。

施策の基本的な方向

(1) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ

性別による固定的な役割分担や女性に対する暴力を助長したり連想させたりするような表現については、十分留意することが求められています。また、男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する視点に立った自主研修を実施し、企画・制作・編集方針決定の場へ女性を参画させるなどするよう、メディアに対し協力を働きかけます。

推進項目

- ① メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組への働きかけ（県民生活部、関係部局）
- ② 情報を制作・発信する側の企画、制作、編集など方針決定の場への女性の参画の促進（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

(2) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成

性別による固定的な役割分担や女性に対する暴力を助長又は連想させるような表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図るため、広報・啓発や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 情報活用能力（メディア・リテラシー）の学習機会の提供
(県民生活部、関係部局)
- ② メディアにおける表現に関する実態把握と社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の視点からの分析（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

(3) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

人権を侵害するようなメディアでの性・暴力表現への対応として、法令等に基づき、対策を講じます。

その際、インターネットなどのメディアへの対応や、児童の権利保護、青少年の健全育成の観点に配慮します。

推進項目

- ① 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護の推進（県民生活部、警察本部）
 - ア 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導
 - イ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）に基づく対策の推進
 - ウ インターネットなどを利用したわいせつ事案などの犯罪の取締り

施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画の視点に立った表現の推進

性別による固定的な役割分担意識にとらわれない、多様な生き方や働き方を社会に浸透させるために、県が「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を基に率先して取組を行います。また、他の機関や民間のメディアに対し、こうした県の取組について広く周知します。

推進項目

- ① 男女共同参画の視点に立った県の広報活動における「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」の活用と周知（県民生活部、全庁）
- ② 性別による固定的な役割分担意識にとらわれない広報の推進
(県民生活部、全庁)

基本目標 VI

男女共同参画の意識をはぐくむ

施策の柱 9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現のためには、女性も男性も積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのために学校・家庭・地域における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

子供の頃から、男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重しあうとともに、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。家庭や地域においても男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、子供への接し方も含め、男女共同参画の視点に立った行動を促進していく必要があります。

また、女性も男性も各々の個性と能力を生かし、社会のあらゆる分野に参画していくために、生涯学習の充実が重要です。

施策の基本的な方向

(1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であることから、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

推進項目

① 保育における男女共同参画に関する取組の促進（県民生活部、福祉部、教育局）

ア 一日保育体験など、男女が共に子育てに取り組む施策の推進

② 学校教育における男女平等教育の推進（総務部、教育局）

ア 児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進

イ 人権感覚育成プログラムの実践による人権感覚の育成

ウ 男女平等の重要性、人権の尊重、男女の相互理解と協力、家庭生活や働く場における男女共同参画の大切さなどの教育活動全体を通じた指導の充実

エ 男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、より良い家庭を築けるような家庭科教育の充実

オ 学校の教育活動の様々な場面での性別に基づく固定的な役割分担意識の見直し

カ あらゆる暴力行為の防止に向けた指導と意識啓発

- ③ 女性学・ジェンダー学を含む男女共同参画に関する調査・研究などの充実
(県民生活部、関係部局)
- ④ 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実(総務部、教育局)
 - ア 男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の定義や視点について教職員研修などを通じた正確な理解の浸透
 - イ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- ⑤ キャリア教育の推進(県民生活部、産業労働部、教育局)(再掲)

施策の基本的な方向

(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

子供の頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育が大きな役割を果たしています。性別による固定的な役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるよう、男女共同参画の視点に立った広報・情報提供や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画の視点に立った家庭・地域教育の推進(県民生活部、教育局)
 - ア 男女共同参画の視点に立ったPTA活動などの促進
 - イ 「親の学習」などの家庭教育支援の充実
 - ウ 学校応援団の推進
 - エ 放課後子供教室への支援
- ② 家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実(教育局)
 - ア 家庭教育アドバイザーの活用

施策の基本的な方向

(3) 男女共同参画に向けた生涯学習の推進

男女共同参画の意識を広く浸透させるために、男女共同参画に関する学習機会を充実します。

さらに、女性があらゆる分野に参画する力をつけるために、生涯にわたる様々な学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する学習機会の充実（県民生活部、教育局、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおけるライフステージに応じた研修や講座の開催
 - イ IT（情報技術）活用能力の養成機会の提供
- ② 人材の育成（県民生活部、教育局、関係部局）
 - ア 地域リーダーの育成と活用
 - イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などの学習・研修事業による人材育成を通じた地域での男女共同参画の活動促進
- ③ 女性のキャリア形成支援（県民生活部、産業労働部、教育局、関係部局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおける女性のキャリア形成支援
 - イ 生涯学習ステーションによる人材登録制度の紹介や学習情報の提供

基本目標 VII

女性に対するあらゆる暴力を根絶する

施策の柱 10 女性に対する暴力の防止と被害者支援

女性に対する暴力は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な社会的・構造的問題であるにもかかわらず、潜在化しやすく、社会の理解も不十分で個人的問題や家庭内の問題として容認されてきました。そこで、女性に対する暴力は人権問題であり、性別による固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など今日の社会において男女が置かれている状況などに根ざした構造的問題であるとの認識を広く浸透させ、女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。

また、女性に対する暴力の潜在化を防止し、安心して被害を訴えることができる環境づくりをはじめ、女性の人権の尊重の視点に立って、幅広い取組を進める必要があります。

あわせて、子供に対する性犯罪や人権侵害が多発している現状から、子供の権利への配慮が求められています。

施策の基本的な方向

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力は犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底するために意識啓発を行います。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、配偶者暴力相談支援センター、警察、一時保護施設、福祉事務所、男女共同参画推進施設など関係機関と連携し、女性に対する暴力に対処するための体制整備を進めます。

さらに、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めていきます。

あわせて、子供に対する性犯罪や人権侵害が多発している現状から、子供の権利への配慮が求められています。

推進項目

① 女性に対する暴力根絶のための意識啓発

(総務部、県民生活部、教育局、警察本部、関係部局)

ア 学校教育における暴力行為の防止に向けた指導

イ フォーラム、防犯講習、地域や企業などにおける研修会の開催

ウ リーフレットや各種広報媒体、メディアを活用した意識啓発

- ② 相談しやすい体制の整備（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 関係相談窓口への女性の配置など相談体制、カウンセリングの充実
 - イ 研修、人材の確保
 - ウ 地域の理解の促進
- ③ 関係機関の連携（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 関係機関連携会議や合同研修会の開催
- ④ 被害者などへの支援や情報提供（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 被害者に対する相談や支援に関する情報提供の実施
 - イ 子供の家庭内暴力などからの立ち直り支援を通じた被害者と子供の支援
 - ウ 民間被害者援助団体と連携した被害者ケア
 - エ 適切な自衛・対応策の教示
 - オ 医療、司法など専門機関との連携・協力
 - カ 男女共同参画苦情処理制度の活用（再掲）
- ⑤ 暴力の発生を防ぐ環境づくり（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）
 - ア パトロール、防犯ビデオ・防犯機器の貸出し、講習会の開催、防犯指導などの防犯対策の強化
 - イ 犯罪情報や防犯情報の発信
 - ウ わいせつな雑誌、コンピュータソフト、インターネット上の情報などの業者による自主規制の促進
 - エ 人権の尊重と暴力の防止に向けた学校教育の推進
- ⑥ 女性に対する暴力に関する調査研究（県民生活部）
 - ア 被害実態の把握及び加害者の研究
- ⑦ 子供の権利を救済するための機関の活動の推進（福祉部）

施策の基本的な方向

(2) 配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進

配偶者などからの暴力（いわゆるDV）が重大な社会的・構造的問題であるとの認識について意識啓発を行います。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の周知を図るとともに、配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）に基づき、相談から、保護、自立支援に至るまでの総合的な対策を図ります。

なお、家庭内で暴力がふるわれている場合、子供に対して大きな影響があるため、子供への配慮も必要です。

推進項目

- ① 暴力事件に対する検挙及び措置（警察本部）
- ② 配偶者暴力相談支援センター・警察・一時保護施設・福祉事務所・男女共同参画推進施設などの取組の推進及び関係機関の連携
(県民生活部、福祉部、教育局、警察本部、関係部局)
 - ア 市町村によるDV防止基本計画の策定への支援
 - イ DV対策関係機関連携会議や合同研修会の開催
- ③ 相談体制の充実（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、けいさつ総合相談センター、犯罪被害者相談センターなどにおける相談による対応
 - イ 特別な配慮を必要とする人への対応
 - ウ 相談担当職員の資質向上及び二次的被害の防止のための研修の実施
 - エ 市町村の相談事業の充実支援及び相互連携
- ④ 一時保護の充実（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 適切かつ効果的な一時保護の実施
 - イ 一時保護施設の人員体制の充実、県域を越えた保護施設の広域利用の促進、一時保護委託の拡充
 - ウ 民間シェルターへの支援・育成

⑤ 被害者とその子供の自立支援

(県民生活部、福祉部、産業労働部、都市整備部、教育局、関係部局)

- ア 県営住宅の一時的な居住先としての提供
- イ 就職セミナーなどの開催、職業相談、求人情報の提供
- ウ 専門機関の支援による継続的な心のケアの実施体制の検討
- エ 児童福祉施設における子供と親の心のケア対策
- オ 生活保護の適用による自立支援
- カ 子供の円滑な就学のための情報提供及び市町村教育委員会への支援

⑥ DV防止に係る広報・意識啓発(県民生活部、教育局、警察本部、関係部局)

- ア DV防止フォーラムやセミナー・防犯講習などの開催
- イ 広報紙やホームページなどを活用した広報・啓発活動の実施
- ウ 交際相手からの暴力(デートDV)防止啓発の推進

⑦ 加害者への対応(警察本部、関係部局)

施策の基本的な方向

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為であるとの認識を浸透させるため、意識改革を進めます。

また、雇用の場をはじめ、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組を進めます。

推進項目

① 企業など雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

(総務部、県民生活部、産業労働部、教育局、警察本部)

- ア 男女雇用機会均等法の普及と労働相談の実施
- イ セクシュアル・ハラスメント防止推進員などの配置による県庁内の相談体制の整備

② 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

(総務部、教育局)

- ア 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実
- イ 相談体制の充実

- ③ その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進
(県民生活部、福祉部、関係部局)
- ア 地域社会、医療・社会福祉施設などにおける相談体制の充実
- ④ 男女共同参画苦情処理制度の活用(県民生活部)(再掲)

施策の基本的な方向

(4) 性犯罪への対策の推進

性犯罪の被害者は、暴力により身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きな傷を負います。

そのため、加害者の責任を厳正に追及していくとともに、被害者が安心して被害を届け出られる環境づくりやその精神的ケアを進めます。

推進項目

- ① 性犯罪への厳正な対処(警察本部)
 - ア 性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導・警告措置など先制・予防的活動の強化
- ② 性犯罪の防止に向けた意識啓発(県民生活部、福祉部、教育局、警察本部)
 - ア 官学民による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成
 - イ 企業や大学等との連携による女性社員や女子学生向け防犯講話等の実施
 - ウ 女性を狙った犯罪発生情報等の発信
- ③ 安心して被害を届け出られる環境づくり(警察本部)
 - ア 女性警察官による性犯罪捜査協力の推進
 - イ 被害者の負担軽減及び二次的被害の防止
- ④ 相談体制の充実(県民生活部、警察本部)
 - ア 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター(性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン)における相談による対応
- ⑤ 被害者などへの支援や情報提供(県民生活部、警察本部)
 - ア 産婦人科医療機関と連携した被害者ケア
 - イ 捜査状況及び加害者の処分状況などの連絡
 - ウ 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターによる被害者支援

施策の基本的な方向

(5) 売買春への対策の推進

女性の尊厳を傷つけ女性の人権を侵害する売買春は、決して許されるものではありません。売買春の根絶に向けて関係法令を厳正に運用するとともに、広く「買春は恥ずべき行為」との意識啓発を行います。

さらに、売春防止法に基づく要保護女子の早期発見と保護・社会復帰支援を行います。特に児童買春やその被害児童について対策を講じます。

推進項目

- ① 売買春及び児童買春の根絶に向けた取締りの強化（警察本部）
- ② 女性と子供の人権の尊重についての意識啓発
（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部）
- ③ 売買春からの女性の保護・支援（県民生活部、福祉部）
- ④ 相談体制の充実（県民生活部、福祉部）

施策の基本的な方向

(6) 人身取引対策の推進

人身取引は、重大な人権侵害です。被害者の大半は女性や子供で、人権擁護の観点からも迅速かつ的確な対応が求められています。

人身取引の防止と被害者の保護のため、関係法令を厳正に運用するとともに、女性の人権を尊重する意識啓発、加害者の取締り、被害者保護などの対策を推進します。

推進項目

- ① 関係法令の適切な運用（県民生活部、警察本部）
- ② 適切な相談対応（県民生活部、警察本部）
- ③ 被害者の保護・支援（県民生活部、警察本部）
- ④ 外国人被害者への支援（県民生活部、警察本部）
 - ア 多言語リーフレットの配付
 - イ 国籍国の大使館、入国管理局との連絡調整

施策の基本的な方向

(7) ストーカー行為などへの対策の推進

ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）などを適切に運用することによって、被害者が早期に相談できるよう必要な措置を講じます。関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、ストーカー規制法などに係る広報を行います。

推進項目

- ① ストーカー行為などへの厳正な対処（警察本部）
- ② 相談体制の充実（警察本部）
- ③ 被害者の保護・支援、情報提供及び防犯対策（県民生活部、警察本部）
- ④ ストーカー規制法及び埼玉県迷惑行為防止条例の普及啓発（警察本部）

施策の基本的な方向

(8) 児童虐待、とりわけ性的虐待における児童に対する対策の推進

児童買春や児童ポルノは、発達過程にある児童の心身に有害な影響を与えます。年齢に不相応な過度な性的刺激は性暴力であり、適切な取組が必要です。

また、児童虐待は、重篤な場合には生命の危機に至るほか、人間関係の基礎となる養育者との愛情関係を損ない、心身の発達の遅れや精神的不安定をもたらすなど、子供の健全な育成を阻害する深刻なものであり、虐待の防止や対応に当たって様々な関係機関の機能及び連携を強化する必要があります。

推進項目

- ① 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく取締りの強化（警察本部）
- ② 児童虐待防止対策の総合的な推進（福祉部）
- ③ 出会い系サイトなどの児童の利用禁止に関する児童や保護者に対する啓発
（県民生活部、教育局、警察本部）

基本目標 VIII

男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

施策の柱 1 1 生涯を通じた女性の健康支援

女性も男性も、いつ、何人の子供を産むか、産まないかなどについての自由を有し、そのために必要な健康についてのサービスや情報を受けることを生涯にわたり権利として尊重されることは、男女共同参画の大きな前提です。

とりわけ、女性は妊娠や出産をする可能性があることから、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。さらに、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による男女の支配・従属関係など、現在男女が置かれている状況が背景となって、男性主導の避妊や性行動を生み出し、結果として望まない妊娠や性感染症などによって女性の健康と権利がおびやかされています。

そのため、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着に努めるとともに、生涯を通じた男女の健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要です。

施策の基本的な方向

（１）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方を広く社会に浸透・定着させ、この考え方に基づいた取組の促進を図ります。

推進項目

- ① 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発・相談体制の実施
(県民生活部、保健医療部)
- ② 新たな生殖技術に対応した、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の視点に立った情報提供（保健医療部、関係部局）
 - ア 不妊に悩む夫婦などに対する相談の実施
- ③ 教育・学習機会の充実（保健医療部、教育局）
 - ア 地域における健康教育の実施
 - イ 児童生徒の発達段階に応じた適切な性に関する指導の推進（再掲）
 - ウ 効果的な性に関する指導について、指導者研修会を実施
 - エ 医療保健従事者への研修の実施

施策の基本的な方向

(2) 生涯を通じた女性の健康保持対策の推進、出産・妊娠等に対する健康支援

男女がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ライフステージに応じた総合的な健康保持対策を推進します。

特に、妊娠中及び出産後も継続して働く女性が増えていることから、働く女性の母性保護と健康管理について留意します。

推進項目

- ① 生涯を通じた健康保持・増進のための事業などの充実
(県民生活部、保健医療部)
 - ア ライフステージに対応した健康診査、女性特有の心身の健康に関する相談、健康づくりの実施
 - イ 市町村の指導者養成講座の開催など、地域における主体的な健康づくりへの支援
- ② 思春期における保健対策の推進(県民生活部、保健医療部、教育局)
 - ア 児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進(再掲)
 - イ 妊娠・出産に関する正しい知識(避妊や不妊、性感染症など)の普及啓発
(中学生・高校生等に向けた教育を含む。) 県議会による修正(一部)
 - ウ 喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止の啓発活動・教育の推進
 - エ 食に関する指導を通じた心身ともに健康な児童生徒の育成
- ③ 妊娠・出産期における女性の健康支援(保健医療部)
 - ア 月経障害、不妊への対応
 - イ 高齢出産や妊娠中に働く女性への対策
 - ウ 妊婦や乳幼児の健康についての情報提供の実施
 - エ 母子の生命や身体への影響の大きい周産期の医療体制の整備
- ④ 成人期、高齢期における健康づくりの推進(保健医療部)
 - ア 健康長寿埼玉プロジェクトなど健康づくりの取組支援
 - イ 生活習慣病(子宮がんや乳がんなどの悪性新生物、心疾患、脳血管疾患)、骨粗しょう症などへの対策
 - ウ 更年期障害への対応
- ⑤ 生涯を通じた男女の健康に関する調査・研究(保健医療部)

施策の基本的な方向

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

性感染症は、男女の健康に甚大な影響をもたらすものであることから、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行います。

また、喫煙、飲酒による胎児や生殖機能への影響について情報提供を行います。

薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因になるなど安全な社会の基盤を揺るがしかねない行為であるため、薬物対策を行います。

学校教育においては、性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。

推進項目

- ① 性感染症対策の推進（保健医療部）
- ② 児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進（教育局）（再掲）
- ③ 薬物乱用対策の推進（県民生活部、福祉部、保健医療部、教育局、警察本部）
- ④ 喫煙・飲酒による胎児や生殖機能への影響に関する情報提供（保健医療部）

施策の基本的な方向

(4) 医療分野における女性の参画促進

医療従事者については、既に女性の割合が高い業種もあり、ワークライフバランスの確保、就業継続・再就業支援を進めるとともに、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。

特に、看護師の職場環境の改善に取り組む医療機関などを支援し、離職の防止や職場への定着を進めるとともに、復職を支援します。

推進項目

- ① 医療機関や医療関係団体等における意思決定過程の場への女性の登用促進
(保健医療部)
- ② 女性医師に対する就業支援策の推進 (保健医療部)
- ③ 医師等に対するキャリア形成の支援 (保健医療部)
- ④ 看護師の定着・就業の支援 (保健医療部)
- ⑤ 離職した看護師の復職支援 (保健医療部)

施策の基本的な方向

(5) 女性のスポーツ活動支援

女性の生涯を見通した健康な体づくりには、運動習慣の問題が関連します。そのため、スポーツ参加を促進するための環境整備を行います。

また、男女の健康状況や運動習慣が異なることから、女性アスリート特有の課題に対応した競技環境を整備する必要があります。

推進項目

- ① 一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進（県民生活部）
- ② 多様なスポーツの推進（県民生活部）
- ③ 手軽にスポーツが始められる環境づくり（県民生活部）
- ④ ジュニア期からの選手育成を基盤とする競技力向上の体制づくり（県民生活部）
- ⑤ スポーツ科学による女性アスリート支援（県民生活部）
- ⑥ 女性アスリートに対するセクシュアル・ハラスメントの防止（県民生活部）
- ⑦ 女性スポーツ指導者の育成（県民生活部）
- ⑧ 運動部活動における女子生徒への適切な支援（教育局）

第3章 計画の推進体制

経済・社会環境の変化や県の特性を踏まえながら、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していく必要があります。

1 総合的な推進体制

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が有機的に連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行う男女共同参画推進会議とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。また、各課に男女共同参画推進員を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

(2) 男女共同参画審議会の意見の反映

知事の諮問に応じ、男女共同参画審議会が男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策や重要事項について調査・審議した結果や、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての同審議会の意見を、積極的に施策へ反映させていきます。

(3) 男女共同参画苦情処理制度の定着と充実

苦情を適切かつ迅速に処理するため、関係機関とより一層の連携を図るとともに、広く県民が利用できるよう制度の周知徹底を図ります。

2 男女共同参画推進センター（With You さいたま）による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設として、情報収集・提供、相談、学習・研修、自主活動・交流支援、調査・研究の各事業を行うことにより県の施策を実施し、県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援します。

3 市町村の推進体制の整備への支援と市町村との連携

県民に身近な市町村において、男女共同参画を推進するための専門担当課（係）の設置、条例や基本計画の策定をはじめ、職員研修や住民への意識啓発などの取組が効果的に行われるよう市町村の推進体制の整備を支援します。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。

4 国・県民・事業者・民間団体との連携

県議会による修正（一部）

県が主催する啓発事業への参加を働きかけるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発、研修資料の作成・提供、自主的な研修などへの講師派遣、情報提供などの支援を行っていきます。

さらに、民間団体への活動支援やネットワークの充実、国との連携を図ります。

5 計画推進の基盤となる調査研究の実施と計画の進行管理

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査や計画の進行管理を行います。

(1) 調査研究・情報収集と提供

男女共同参画の推進に関する国際社会の動向や国内外の取組について情報収集し、基本的な課題について調査研究を行います。

また、県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、本県における男女共同参画をめぐる現状や意識に関する調査を行います。

さらに、こうした調査研究の成果や収集した情報について提供・発信していきます。

(2) 計画の進行管理

毎年度、数値目標の達成状況の把握や施策の男女共同参画配慮度評価などを行うほか、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。